

内田貴著「債権法の新時代 - 「債権法改正の基本方針」の概要」

商事法務 2009年9月28日刊を読む

1. 今回の(民法)改正は、法の支配が貫徹する民主主義社会として、日本民法の適用を受けるすべての人々(日本国民に限らない)の一人ひとりが、最も基本的な私法上の権利義務を定めた民法典にアクセスしやすくするということが最大の目的である。
2. 現在、民法の基本ルールは条文の中にはなく、条文の周囲に形成された膨大な解釈論の中にある。その解釈論は、六法全書には書かれておらず、それを知るには学者が書いた体系書などをひもとくほかない。しかも、解釈論の中のルールは常に明確とは限らず、法律家に論争の材料を提供し続けている。しかし、私法の基本ルールは、法律の中に可能な限り理解しやすい形で書き込まれているというのが、民主社会のあるべき姿である。それによって初めて、民法典を持つという法文化が市民社会に根づいたものになるのである。そのような意味で、19世紀型の民法典を現代化すると同時に、人々にとってアクセスしやすいものにするということが、今回の改正の重要な目標となるのである。
3. 民法典を変えるということは、現行民法典を前提に作られている周辺の法律の手直しをも要請する。そのための手当て(いわゆる整備法による手当て)は膨大な量になるだろう。そこまでして改正する必要があるか、という疑問も今後提起されるだろう。
4. しかし、日本と同じように複雑な法体系を持っている先進国のドイツではすでに改正を終えており、フランス、オーストリア、スイス、スペイン、ポーランドなどで改正に向けた作業が進められている。つまり、これまで世界に民法のブランドを提供してきた国々を含むヨーロッパの国々が、いま、共通のプラットフォームとしての債権法の構築に向けて大胆に動こうとしているのである。そうした中、整備法の作業が大変なので、と日本が改正に二の足を踏んでいると、その間にグローバルなプラットフォームができてしまうだろう。そして、19世紀ヨーロッパ型の古色蒼然たる民法典を持つ経済大国日本に対し、グローバルなプラットホームに合わせるよう圧力がかかるかもしれない(あるいは日本法の適用が回避される動きが生ずるかもしれない)。そのときになって、「グローバル・スタンダード」なるものに合わせる改正を強いられるのか、それとも世界で共通のプラットフォームを作ろうとしているときに、それに先駆けて日本からモデルを打ち出すのか、これは日本の国際的プレゼンスという観点からは、大きな違いがある。つまり、今回の改正を成功させるかどうかは、日本の国際的プレゼンスにかかわる政治的選択でもある。

5 . 日本はこれまで 100 年あまり、比較法の成果を踏まえつつも独自に法学を発展させ、非常に高度な法実務を確立して、司法を運営してきた実績がある。世界の法文化を創造するという面においても、国際的な貢献をし、その実績にふさわしいプレゼンスを発揮すべきではないだろうか。目の前の膨大な改正作業に圧倒されて、いま、この改正に足踏みしてしまうと、100 年に 1 回しかめぐってこなかった今回の機会を逸することになる。これまでの歴史を見ても、これほどの好機は、簡単に見いだせるものではないのである。

[コメント]

日本民法のモデルとなったドイツでも、フランスでも 100 年ぶり 200 年ぶりの大改正が行われ、欧州では民法典についても共通参照枠(Common Framework コモン・フレームワーク)がつけられた。中国はじめアジア各国でも、民法改正は大ブームとなっている。一人、日本だけが解釈と判例だけにたよった民法でよいのか。この機会を逸してよいのかという内田先生の国を思う執念が感じられる。

- 2009 年 11 月 25 日 林明夫記 -